

ケベック民法典略史

大 島 俊 之

〔ま え が き〕

法制史学会は、フランス民法典（1804年施行）の200周年を記念して、「コード・シヴィルの200年Ⅰ～外からのまなざし」というシンポジウムを開催された。筆者は、2004年4月24日に一橋大学で開催されたシンポジウムに、星野英一氏（東京大学名誉教授）、クラウス・ルーイク氏（ケルン大学名誉教授）とともに、シンポジストとしてお招きいただいた。星野氏は、日本におけるフランス民法典の影響について論じ、ルーイク氏は、ドイツにおけるフランス民法典の影響について論じられた。そして、筆者に対して求められたのは、ケベックにおけるフランス民法典の影響であった。このような貴重な機会を与えていただいた屋敷二郎教授（一橋大学）に心から感謝する。本稿は、その際に、配付したレジュメと講演内容を収録したものである。このため、話し言葉で書かれている。

〔当日配付したレジュメ〕

I 前 史

1 フランス支配時代

1534年 ジャック・カルチエの探検

1603年 シャンプランの探検

1627年 百人協会会社（La Compagnie des Cent-Associés）

1664年 ケベック評議会 (Le Conseil supérieur du Québec)

2 イギリス支配時代

1756年 七年戦争 ケベック, モントリオールの砦陥落

1763年 パリ条約 イギリスに割譲

1763年 イギリス国王ジョージ3世「国王宣言」

1777年 ケベック法 (The Quebec Act)

1791年 カナダ法 (ケベック植民地を上流カナダと下流カナダに分割)

1841年 連合法 (上流カナダと下流カナダを統合)

1867年 英領北アメリカ法 (カナダ自治領が成立)

II 旧民法典=下流カナダ民法典 (Code Civil du Bas-Canada)

1 1857年6月10日「民事および民事訴訟に関する下流カナダの法の法典化に関する法律」(Acte concernant la Codification des Lois du Bas-Canada, qui se rapportent aux matières civiles et à la procédure civile)

2 起草委員

キャロン (René-Edouard Caron)

デイ (Charles Dewey Day)

モラン (Augustin-Norbert Morin) (途中で死亡)

ボードリー (Joseph-Ubalde Beaudry) (書記, 途中から起草委員に昇格)

3 報告書

(1) 第1報告書(1861年10月12日)

債務	デイ	英語
----	----	----

(2) 第2報告書(1862年5月28日)

序章	キャロン	仏語
----	------	----

第1編(人)	キャロン	仏語
--------	------	----

(3) 第3報告書(1862年12月24日)

第2編(財産及び所有権)	キャロン	仏語
--------------	------	----

時効	モラン	仏語
----	-----	----

ケベック民法典略史

- (4) 第4報告書(1863年2月25日)
- | | | |
|-----|----|----|
| 売買 | デイ | 英語 |
| 交換 | デイ | 英語 |
| 賃貸借 | デイ | 英語 |
- (5) 第5報告書(1864年1月19日)
- | | | |
|----------|------|----|
| 相続 | キャロン | 仏語 |
| 生前贈与及び遺贈 | モラン | 仏語 |
| 婚姻挙式 | キャロン | 仏語 |
- (6) 第6報告書(1864年7月8日)
- | | | |
|-----------|-------|----|
| 委任 | デイ | 英語 |
| 貸借 | デイ | 英語 |
| 寄託 | デイ | 英語 |
| 組合 | デイ | 英語 |
| 終身定期金 | デイ | 英語 |
| 和解 | デイ | 英語 |
| 射倖契約 | デイ | 英語 |
| 保証 | キャロン | 仏語 |
| 質権 | デイ | 英語 |
| 先取特権及び抵当権 | ボードリー | 仏語 |
| 登記 | ボードリー | 仏語 |
| 民事上の身体強制 | ボードリー | 仏語 |
- (7) 第7報告書(1864年11月25日)
- | | | |
|---------|----|----|
| 第4編(商法) | デイ | 英語 |
|---------|----|----|
- (8) 第8報告書(1864年11月25日)
- | | | |
|------------|------|-------|
| 補遺(訂正及び変更) | 全起草者 | 英語・仏語 |
|------------|------|-------|

4 下流カナダ民法典の成立

1865年1月 法案を議会に提出

1865年9月1日 成立

1866年8月1日 施行

この旧民法典は、カナダの建国（1867年7月1日）よりも古い歴史を持つ。

5 下流カナダ民法典の編成（フランス民法典との対比）

フランス民法典(1804年当時)	下流カナダ民法典(1866年当時)
第1編 人	第1編 人
第1章 私権の享有及び喪失	第1章 私権の享有
第2章 身分証書	第2章 身分証書
第3章 住所	第3章 住所
第4章 不在者	第4章 不在者
第5章 婚姻	第5章 婚姻
第6章 離婚	第6章 別居
第7章 親子関係	第7章 親子関係
第8章 養子	第8章 親権
第9章 親権	第9章 未成年、後見、及び親権解放
第10章 未成年、後見、及び親権解放	第10章 成年、禁治産、準禁治産及び親族会
第11章 成年、禁治産及び裁判上の保佐	第11章 社団 (corporations)
第2編 財産、及び所有権の種々の変容	第2編 財産、所有権及び種々の変容
第1章 財産の種類	第1章 財産の種類
第2章 所有権	第2章 所有権
第3章 用役権、使用権及び居住権	第3章 用役権、使用権及び居住権
第4章 役権	第4章 地役権
	第5章 永借権 (emphytéose)
第3編 所有権の取得の諸方法	第3編 所有権の取得と行使

ケベック民法典略史

第1章	相続	第1章	相続
第2章	生前贈与及び遺言	第2章	生前贈与及び遺贈
第3章	契約すなわち合意による 債務一般	第3章	債務
第4章	合意なくして成立する債 務	第4章	夫婦財産契約及び配偶者 の財産に対する婚姻の効 果
第5章	夫婦財産契約及び夫婦相 互の権利	第5章	売買
第6章	売買	第6章	交換
第7章	交換	第7章	賃貸借
第8章	賃貸借	第8章	委任
第9章	組合	第9章	貸借
第10章	貸借	第10章	寄託
第11章	寄託及び係争物寄託	第11章	組合
第12章	射倖契約	第12章	終身定期金
第13章	委任	第13章	和解
第14章	保証	第14章	博打及び賭け
第15章	和解	第15章	保証
第16章	民事上の身体強制	第16章	質権設定契約
第17章	質	第17章	先取特権及び抵当権
第18章	先取特権及び抵当権	第18章	物権の登記
第19章	強制徴収及び債権者間の 順位	第19章	時効
第20章	時効		

第4編 商法

第1章	為替手形
第2章	商船
第3章	船荷証券

第4章 旅客運送

第5章 保険

第6章 船舶抵当

Ⅲ 新民法典＝ケベック民法典 (Code Civil du Québec)

1 1955年2月10日「民法典の改正に関する法律」(Loi concernant la révision du Code Civil)

2 起草責任者

(1) ランフレ (Thibaudeau Rinfret) 時代 (1955年－1961年)

(2) ナドー (André Nadeau) 時代 (1961年－1964年)

(3) クレポー (Paul-André Crépeau) 時代 (1965年－1977年)

民法典改正局 (Office de Révision du Code Civil)

3 ケベック民法典草案 (1977年刊行) Rapport sur le Code Civil du Québec

第1編 人 (第1条～第298条)

第2編 家族 (第1条～第370条)

第3編 相続 (第1条～第400条)

第4編 財産 (第1条～第638条)

第5編 債務 (第1条～第1239条)

第6編 証拠 (第1条～第73条)

第7編 時効 (第1条～第54条)

第8編 権利の公示 (第1条～第116条)

第9編 国際私法 (第1条～第100条)

4 新旧両民法典併存時代

1981年4月2日 「ケベック民法典」第2編家族 (第400条～第659条) だけ施行。この時期の計画では、将来の第1編人は第399条で終わる予定であった。

家族法以外の分野では、以前と同様に「下流カナダ民法典」が効力を

保持。

5 ケベック民法典全体の成立・施行

ケベック州司法大臣ジル・レミヤール氏 (Gil Rémillard)

1990年12月 1990年法案第125号として議会に提出

1991年12月18日 「ケベック民法典」成立

1994年1月1日 「ケベック民法典」10編全体を施行

「下流カナダ民法典」全体を廃止

なお、ケベック民法典の第1編が第364条で終わっているのですが、第2編は第400条ではなく、第365条から始める必要があった。新旧両民法典併存時代の第2編家族の規定（第400条～第659条）は、第365条～第612条にスライド・変更された。

6 ケベック民法典の編成

第1編 人（第1条～第364条）

第2編 家族（第365条～第612条）

第3編 相続（第613条～第898条）

第4編 財産（第899条～第1370条）

第5編 債務（第1371条～第2643条）

第6編 優先権及び抵当権（第2644条～第2802条）

第7編 証拠（第2803条～第2874条）

第8編 時効（第2875条～第2933条）

第9編 権利の公示（第2934条～第3075条）

第10編 国際私法（第3076条～第3168条）

〔講演内容〕

大島です。わたくしは、性同一性障害をめぐる法律問題のような新しい問題に関心を持っております。そこで、新しい民法典を持っておりますケベックに関心を持つに至りました。このため、歴史には無関心でございました。そんなわたくしが、法制史学会からお招きいただき、驚き

ましたが、たいへん光栄に存じております。余談はこれくらいにして、さっそく始めさせていただきます。

I 前 史

今日、ケベックと呼ばれている土地にヨーロッパ人たちが植民することになったのは、1534年のジャック・カルチエの探検、および1603年のシャンプランの探検に端を発しています。なお、ケベックというのは、原住民の言葉で川が狭くなっているという意味だそうです。ケベック市のところで、セントローレンス河が狭くなっております。

それはともかくとしまして、現在のケベックの地にフランス人がだんだんと入植するようになり、ヌーヴェル・フランス（新フランス）と呼ばれるようになりました。移民らの出身地は、フランス北西部です。フランス革命前の北部慣習法がヌーヴェル・フランスに移植されたということになります。

北米大陸で、フランス人が入植した所としましては、ケベックの他に、アカディアとアメリカのルイジアナがあります。アカディアは、現在のニューブランズウィック州、ノバスコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州にあたります。ニューブランズウィック州のモンクトン大学法学部は、フランス語で法学教育をしていますが、教育内容はコモローのフランス語訳で、内容的にはフランス法の伝統は生きておりません。

ルイジアナ州には、フランス民法典の伝統を受け継ぐルイジアナ民法典がありますが、現在のルイジアナにおいては、フランス語は日常用語として使われていません。

ヌーヴェル・フランスは、1663年に国王の直轄地になり、それに伴い、ケベック評議会（Le Conseil supérieur du Québec）が設けられました。フランス本国のパルルマンに対応するもので、裁判をする場合には、パリ慣習法および1663年までの王令によるべきものとされました。

ケベック民法典略史

1756年にヨーロッパにおいて七年戦争がはじまり、ヌーヴェル・フランスにおいても、英・仏両軍の間で戦闘が行われました。フランス側のケベックの砦、モンリオールの砦が相次いで陥落しました。ケベック市の川沿いの砦近くの広いアブラハム平原は、現在では公園になっておりますが、シャン・ド・バターユ（戦場）公園と呼ばれています。敗北の戦場に霧が立ちこめ、「わたしは忘れない（Je me souviens）」という神の声が響いたと言い伝えられております。敗北の屈辱を忘れないという意味だろうと思いますが、これが現在のケベック州のモットーになっており、すべてのケベック州の車のナンバープレートには、皆、このモットーが書かれています。

1763年のパリ条約でヌーヴェル・フランスはイギリスに割譲され、ケベック植民地と呼ばれるようになりました。そして、イギリス国王ジョージ3世の「国王宣言（The Royal Proclamation）」によって、ケベック植民地にイングランド法が導入されました。その後、1774年に、イギリスは、ケベック法（The Quebec Act）を発しています。その8条は、「財産及び私権（Property and Civil Rights）」の領域に関するすべての紛争は、カナダ法によるものとする」と規定しています。これによって、「財産及び私権」に関してのみですが、フランス法が復活したと解されています。

II 旧民法典＝下流カナダ民法典（Code Civil du Bas-Canada）

次に、下流カナダ民法典（Code Civil du Bas-Canada）についてお話し申し上げます。下流カナダ（Bas-Canada, Lower Canada）というのは、セントローレンス河の下流に位置するケベック州のことです。なお、下流カナダ民法典は、わが国の民法典起草段階でも参照されています。法典調査会民法議事速記録では、「ロウエルカナダ」とか「カナダ」と表記しています。ちなみに、上流カナダ（Haut-Canada, Upper Canada）というのは、オンタリオ州を意味します。

まず、1857年に「民事及び民事訴訟に関する下流カナダの法の法典化に関する法律」という名の法律ができております。この法律は、前文と21か条からなる短いものです。まず、前文において、フランスとルイジアナの法典化が大きな利益をもたらせた旨を述べています。そして、第1条において、これから新しく法典編纂事業を始めるに際して、3人の起草委員と2人の書記を置く旨を規定しております。また、第4条および第5条において、これから編纂する2つの法典の名称は、「下流カナダ民法典」(Code Civil du Bas-Canada)および「下流カナダ民事訴訟法典」(Code de Procédure Civile du Bas-Canada)とする、と規定しています。法典の体系については、第7条によって、フランスの民法典、商法典、および民事訴訟法典にならうべき旨が規定されていますが、同時に、商法典は作らずに、商事に関する規定も民法典に含ませる旨が規定されております。

この法律の第1条に基づいて起草委員に任命されたのが、キャロン、デイおよびモランの3人です。

キャロンは、フランス語系で、1800年の生まれです。農家の出身ですが、ケベック市で弁護士になり、さらに政治家になっております。その政治的立場は、穏健派で、イギリス王室とも、カトリック教会とも妥協するというような穏健な立場です。流暢な英語を話したようです。

デイは、1804年アメリカ生まれの英語系の人です。実業家の家に生まれ、モンリオール市で弁護士になっています。伝統的に、英語系の法曹エリートは、イギリスに行き、コモンローの環境の中で養成されるのが普通であったようですが、デイは、モンリオールで教育を受けています。しかし、デイは、中年までフランス語ができなかったようです。デイは、裁判官となり、また、マギル大学法学部を設立し、また、マギル大学総長にもなっております。マギル大学は、伝統系には、ハーバード大学と並び称されてきたカナダで一番の名門校です。モンリオールの中心街にある英語系の大学です。

モランは、フランス語系で、1808年生まれです。農家の出身ですが、民族主義運動の活動をし、後にケベック市で弁護士になっております。後には、州の首相にまでなっており、基本系には、政治家です。ただ、裁判官をした時期もあり、また、ケベック市のラバル大学の法学部の初代法学部長でもあります。一時期、ドイツに留学したことがあるようです。起草委員として活動した時期には、健康が優れず、また経済的に苦しい状況にあったようです。英語が流暢であったようです。

起草過程の途中で、モランが死亡しました。このため、書記のボードリーが起草委員に昇格しました。ボードリーは、フランス語系です。ボードリーは「下流カナダ・リポーツ」という判例集の編集者で、判例に精通していたようです。

起草委員会は、キャロンの所有する建物を本部にしました。3人の分担は次のとおりです。取引法部分は英語系のデイが担当しました。デイは、裁判官として商事件に精通しておりました。反対に、婚姻とか相続は、民族・宗教の問題がからみますから、英語系のデイでは無理であり、起草委員長のキャロンに委ねられました。キャロンは、フランス法的な伝統を受け継ぐ第1編人、第2編、相続および婚姻挙式などを担当しています。これに対して、健康の優れないモランは、「時効」と「生前贈与及び遺贈」の2つしか担当していません。これらの章は、フランス法とイギリス法が交錯しており、民法典のなかで最も複雑な部分です。ボードリーは、先取特権および登記に関する部分を担当しました。

各起草委員は、各自の分担部分の条文を一人で起草しました。キャロン、モラン、ボードリーはフランス語で起草し、デイは英語で起草しました。1つの条を1枚の紙に書いていったようです。フランス民法典の規定との対比もしています。起草委員が草案を完成させると事務員がその写しを他の委員に送付する。そして、3人の委員と2人の書記による正式の会議を開催し、1か条ずつ確定していきました。その後、書記によって英語文はフランス語文に、フランス語文は英語文に翻訳されまし

た。

法典起草委員会の8つの報告書は英語とフランス語の2言語で印刷され、公表されました。法曹界からの批判はあまりありませんでした。起草委員らは、法曹界、法学界のエリートですから、誰も反発しなかったようです。ローマ法の伝統を重視するフランス語系のビボーだけがデイを攻撃しています。

そして、法務長官カルチエが、1865年1月に民法典法案を議会に提出しました。カルチエは、法案提出にあたって次のように述べております。「この法典は、われわれの法典であり、この法典を成立させることによって、わが民族に力を与え、連邦内において、大いに利益がある。民法典は、すでに下流カナダに存在する法を体系的にまとめただけのものである」と説明しております。1865年9月1日に可決され、1866年8月1日から施行されました。

フランス民法典と下流カナダ民法典の比較してみますと、次のような点を指摘することができます。

まず、第1編について。フランス民法典には第6章離婚がありますが、成立当時のケベック民法典には、離婚という制度はありませんでした。もっとも、フランスでも、1814年の王政復古によって離婚が禁止されておりますので、1866年時点では、フランスでも、ケベックでも離婚という制度はなかったということになります。

またフランス民法典には、第8章養子がありますが、下流カナダ民法典には、養子制度はありませんでした。もっとも、1804年当時のフランス民法典の規定する養子縁組の要件が厳し過ぎて、19世紀中には養子縁組は稀であったとか伺っております。なお、ケベックでは、1924年に特別法としての養子法を制定しております。

下流カナダ民法典には、第1編の最後に第11章社団 (corporations) という規定があります。

次の第2編では、下流カナダ民法典では、第5章永借権 (emphytéose)

という規定がございます。第2編の内容について、1つの例を上げさせていただきますと、フランス民法典690条は、「表現かつ継続」の地役権に限って時効取得しうるものと規定しております。フランス民法典成立以前のフランス各地の慣習法は様々に分裂しており、地役権を時効取得しうるというものと、時効取得しえないというものがありません。これらを妥協させて、フランス民法典690条は、「表現かつ継続」の地役権に限って時効取得しうるものといたしました。これに対しまして、下流カナダ民法典549条は、パリ慣習法の伝統を維持して、地役権は時効取得しえないと規定しております。

次に第3編についてですが、まず、形式的な面では、章立そのもの、あるいは順番、形式的な面でもだいぶ異なっています。フランス民法典では、準契約、不法行為および準不法行為がまとめられて、第4章という1つの章を構成していますが、下流カナダ民法典では、第3章の一部を構成しているに過ぎません。また、フランスでは射倖契約という概念のもとに、博打、賭事、および終身定期金が1つの章に纏められていますが、下流カナダ民法典においては、これらは独立した章にされています。

次に内容上の相違点についてですが、遺言の方式に関しては、イギリス法の影響を受けております。下流カナダ民法典842条3号は、「イギリス法に由来する方式 (le mode dérivé de la loi d'Angleterre)」を明文で認めております。フランスには遺留分に関する規定がありますが、ケベックでは遺言自由の原則が貫徹されているようであり、このように遺言法の分野では、イギリス法の影響が認められます。

また、フランスでは、継伝処分 (substitution) を原則的に禁止し、例外的にしか認められておりませんが、下流カナダ民法典では、継伝処分を認めております。フランス民法典は、フランス革命の影響によってフランス古法の伝統と断絶しているのに対して、下流カナダ民法典は、フランス古法の伝統をよりよく受け継いでいます。

次に、フランス法においては、「原因 (cause)」のない契約は無効とされておりますが、下流カナダ民法典989条以下では、原因ではなく、「約因 (considération)」というフランス語表現が用いられております。ここでも、フランス語表現の上に、英米法の影響が認められます。ただ、ケベックの債権法の書物などでは、この「約因 (considération)」は、原因 (cause) と読み替えられております。

「損害 (lésion)」について、フランスでは、未成年者のみならず、成年者が契約した場合であっても、一定の場合には、「損害」を理由とする契約の無効が認められることがある。これに対して、下流カナダ民法典においては、「損害」は契約当事者が成年に達した後には認められません。

フランス民法においては、債務および弁済の証明に関して詳細な規定が置かれています。これに対して、ケベック証拠法は、いちじるしくイギリス法の影響を受けているようであり、下流カナダ民法典1206条2項は、「本法に規定する以外の事項については、イギリス法による」旨を規定しております。

担保法についてですが、下流カナダ民法典は、フランスの濠徐の制度を採用しておりません。

不法行為に関する下流カナダ民法典の1056条の規定は、イギリスで1846年に制定された「致命的事故法 (Fatal Accident Act)」に由来する規定です。

下流カナダ民法典が施行された翌年の1867年7月1日にカナダが自治権を獲得しました。その根拠になったのが、1867年の「英領北アメリカ法」というイギリス議会の制定法です。この英領北アメリカ法は、今日のカナダでは1867年憲法といわれております。なお、カナダでは、1982年に新しい憲法が制定されておりますが、1867年憲法は、今なお有効です。なお、1982年憲法の第1章を特に人権憲章と申します。

この1867年憲法の91条と92条は、連邦の権限と州の権限の配分を定め

ております。91条26号により、婚姻および離婚は連邦管轄とされました。ところが、婚姻の挙式は、92条12号で、州管轄とされております。ところが、オタワの連邦議会が、離婚法を制定したのは、1968年のことです。したがって、それまでの100年間は、連邦離婚法は存在しておりませんでした。もっとも、個々の夫婦は、特別の許可を得て、離婚をしていたようであります。

また、92条13号は、「財産及び私権」を州管轄といたしました。このため、民法の第1編から第3編までは、婚姻・離婚を除き、ほとんど影響を受けませんでした。ただ、第4編商法の規定している事項のうちかなりの部分が連邦管轄とされましたので、第4編の規定の大部分は削除されました。

下流カナダ民法典の施行以降の改正についてお話し申し上げます。まず、19世紀中の動きですが、まず、信託に関する規定の充実があります。下流カナダ民法典は、信託 (fiducie) に関する規定は2か条しかありませんでした。そこで、1879年に信託に関する法律が制定されました。そして、1889年に、民法典に組み入れられました。民法典第3編第2章「生前贈与及び遺贈」の中に挿入されました。大陸法の伝統を受け継ぐ民法典を持ちながら、英米法の伝統を受け継ぐ信託法も持っている国・地域として、日本、ルイジアナおよびケベックは共通しています。民法典と信託法をどのように調和させるかは、信託法研究者にとって悩ましい問題であります。

1889年に、禁治産制度が改正されました。アルコール中毒、アヘン中毒なども禁治産宣告の事由とされました。

次に20世紀に入ってからの改正動向ですが、1924年に養子法、1969年に区分所有権法、1977年にフランス語法、1978年に消費者保護法などが制定されております。

Ⅲ 新民法典＝ケベック民法典 (Code Civil du Québec)

次に、現行の民法典つまり「ケベック民法典」の制定の経緯についてお話し申し上げます。

既存の民法典を全面的に改正するという任務を最初になったのは、ティボドー・ランフレ (Thibaudeau Rinfret) です。ランフレ氏は、元々はモントリオールの弁護士で、マギル大学法学部教授であった時代もありますが、最終的には1944年にカナダの連邦最高裁長官となっております。そして、1954年に定年退官し、翌1955年に、ケベック州首相デュブレッシの要請を受けて、民法改正案起草委員長となっております。

ランフレは、まず、ケベックの法曹界に対して、民法典中の改正すべき点についての意見を求めております。84の回答が寄せられましたが、そのほとんどは、こまかな個々の規定の改正を求める提案であったようです。しかし、女性の地位の改善を求める意見が特に目立ったようです。ランフレには、大規模な民法改正をするつもりはありませんでした。彼は、9つの報告書を書いておりますが、1つの報告書は6頁から15頁程度の短いものです。ランフレは、時代遅れになった制度を廃止することを提案しています。例えば、親族会 (le conseil de famille) の廃止、継伝処分 (substitution) の廃止などです。

1956年12月に、上院議員ジャン・フランソワ・プリオ (Jean-François Pouliot) も委員に任命されています。プリオ委員は、フランス民法改正のためのフランス民法学者の報告書について検討したようです。そして、フランス人学者の改正提案は、過度に学問的で、ケベックにおいて採用すべきではないと判断したとのことでした。

プリオ委員は、1866年以来、下流カナダ民法典にもたらされた改正の一覧表を作成しています。また、プリオ委員は、民事訴訟に関係する規定を民法典から除いて、実体法だけに純化することを主張しましたが、法曹界で支持されませんでした。

ケベック公証人協会会長のエミール・ドラージュ (Emile Delâge) が

委員に任命されましたが、特段の活躍はしていません。

委員長ランフレは病気になり、1961年9月に辞任しました。

次に民法典改正の責任者になったのがアンドレ・ナドー（André Nadeau）です。ナドーは、ケベックで法学士号を取得した後、パリに留学しています。彼の時代には珍しいことであったようです。ケベックに帰ってからは、モントリオール大学法学部で教授をしております。民法に関する多くの論文および著作を発表しております。

改正草案の起草委員長になったナドーは、民法全体を約40の部分に分割し、各部分を一人の専門家に委ねるという方式を採用しました。それら専門家の多くは、裁判官、弁護士、公証人としての長い実務経験を持つ人達でありました。各専門家が意見書をナドーに提出すると、各意見書をまとめて、報告書として公表し、意見を求める予定でした。しかし、ナドーは、1964年に裁判官になり、民法改正草案起草委員長を辞任しております。

1965年にクレポー教授が、民法典改正の責任者になり、民法典改正局（Office de Révision du Code Civil）が設置されました。クレポー氏は、ローズ奨学生としてオックスフォードで学んだ後、パリ大学で法学博士号を取得しております。民法および比較法学の専門家で、マギル大学法学部教授です。カナダを代表する法学者の1人です。

クレポー教授は、民法全体を47の部分にわけて、47の小委員会を作りました。各小委員会は3人から7人の委員で構成されています。委員は、学者、弁護士などから選ばれています。最終的には、合計150人程度の法律家が参加したことになります。各小委員会は、改正草案を作り、その理由書を作成しました。それを、翻訳家の力を借りて、英語あるいはフランス語に翻訳し、約2000部ほど印刷して、各界、各層に配付して意見を求めました。

最終段階として、各小委員会の作った草案のスタイルとか用語法の統一、調整をする特別の委員会を設置しました。こうして、12年の歳月を

かけて、最終草案が完成しました。

「ケベック民法典草案」として、1977年に3冊の書籍として刊行されています。第1巻が草案であり、第2巻と第3巻が理由書です。わたしが最初に留学した頃でも、まだ売っておりましたので、フランス語版全3巻を買いましたが、英語版の方は買っていません。

どのような点を改正しようとしているかについて、クレポー教授自身が2点に分けて説明しています。

第1点は人間の尊重です。その例として、次のようなものを挙げています。①非嫡出子に対する差別の撤廃。②「親権 (puissance paternelle)」を「親の権威 (autorité parentale)」に変更。③強制的な夫婦別姓制度の採用などの夫婦間の平等。④婚姻適齢の18歳への引き上げ。

消費者保護の制度も人間の尊重です。その例として、次のようなものを挙げています。①ある程度の要式契約の導入。②成年者どうしの間の損害 (lésion) の導入。③事情の変更に基づく契約の改訂および解除の権利を認めている点。

第2点は民法典の近代化です。クレポー教授は、次のような例を挙げています。①信託 (fiducie) の拡大。②担保物権法の分野では、伝統的な様々な動産担保手段を、動産抵当 (hypothèque mobilière) というものに統一しています。また、先取特権制度 (privilèges) の廃止などです。③契約法の分野では、労働力の賃貸 (louage d'ouvrage) という古い概念の解体し、雇用契約 (contrat de travail)、請負契約 (contrat d'entreprise) などに分けております。また、仲裁契約 (convention arbitrage) の導入などが挙げられています。④証拠法では、証言を重視しています。また、違法に入手した証拠を裁判所が職権で否定することなどを挙げています。⑤時効 (prescription) 法の分野では、かなり思い切った簡素化がはかられております。例えば、債権の消滅時効をすべて3年に統一しています。⑥国際私法 (droit international privé) に関する規定を民法典に含めております。

新しい民法典を施行するために、クレポー教授は、家庭裁判所の創設、身分登録制度の刷新、不動産登記制度の刷新を求めています。

ケベック州政府は、あまりにも意欲的な改正草案が出来たため、その全部を実行する気にはならなかったようです。しかし、家族法の部分だけは、直ちに実施する方針を採用しました。そして、ケベック民法典の第2編家族だけの規定が制定され、1981年4月2日から施行されました。

わたしは、1983年に、はじめてケベック市にあるラバル大学法学部に留学いたしました。当時は、ケベック民族主義者でケベック州の独立を主張するケベック党のレベック氏がケベック州首相で、連邦主義者でケベック州の独立を阻止しようとする自由党のトルドー氏が連邦の首相でした。まさに政治の季節で、新民法典制定作業は進捗していませんでした。

ところで、わたしは、ケベックの民法を勉強する上で、カナダ憲法に関する知識が必要になり、憲法のゼミに出席させてもらいました。わたしの主たる関心は、婚姻・離婚をめぐる事項は1867年憲法で連邦管轄にされているにもかかわらず、下流カナダ民法典にも、ケベック民法典にも婚姻・離婚に関する規定があります。これは合点のいかない点で、いろいろな学者に質問したのですが、誰からも満足の行く答えがありませんでした。

そこで、憲法のゼミに出していただきました。その憲法の教授がジル・レミヤール (Gil Rémillard) 先生でした。レミヤール先生は、わたしに対して、憲法学会で、日本の参議院制度について発表する機会を与えてくれました。また、連邦首相のトルドー氏に会わせてくれたりもしました。「政界に顔の聞かぬ教授なんだな」という印象でした。

レミヤール先生は、連邦主義者で、ケベック民族主義には批判的でした。また、長身で貴族的な雰囲気、フランス本土風のフランス語を話しておられました。このため、ラバル大学法学部の民族主義的な学生の中には、レミヤール先生を嫌う人も珍しくはありませんでした。

その後、わたしが日本に帰国した後に、第1編人、第3編相続および第4編財産が、制定されました。しかし、第4編のごく一部の規定を除いては、施行されませんでした。逆に、改革が特に必要な分野については、特別法を作って、古い方の下流カナダ民法典に挿入するという方式が取られたこともあります。たとえば、仲裁契約に関する規定がそうです。これは、ビジネス界からの強い要望に基づくものでありました。

レミヤール先生は、その後、大学をおやめになり、ケベック州の政治家になられました。レミヤール氏の政治的立場は、連邦の政府となんとかよい関係を維持しつつ、ケベック州の独立を阻止するというものです。当初は、ケベック州の対外的な問題を担当する大臣に就任され、連邦と州との関係をどうするかという憲法問題で、大活躍されたようです。また、日本にもお越しになったことがあります。

その後、ケベック州の司法大臣に横すべりされたレミヤール先生は、新しいケベック民法典の制定に努力されました。1980年代末に、司法省草案を発表し、各界の意見を聴取しました。約200の意見書が寄せられました。そして、与野党の間で調整を行い、1990年12月に法案を議会に提出しました。与党も野党も賛成して、1991年12月18日にケベック民法典が成立しました。そして、1994年1月1日にその10編全体が施行されました。それと同時に古い方の「下流カナダ民法典」の規定は、すべて廃止された。新民法典の制定という大仕事を置き土産に、レミヤール先生は政界を引退されました。

わたしは、最初の留学を終えてからも、4回ほどケベックに行ったことがあります。大臣になられたレミヤール先生にはお目にかかることができありませんでしたが、ラバル大学の法制史の先生であるシルヴィオ・ノルマン (Sylvio Normand) 先生にお目にかかりました。ノルマン先生は、ケベック民法の歴史について詳しい方です。ノルマン先生は、「今回の民法典の成立に最も貢献したのはレミヤール司法大臣であり、ケベック民法典は『レミヤール民法典』といっても過言ではない」とおっしゃっ

ておられました。

新しいケベック民法典の3168条の1条ずつについて、司法大臣注釈 (Commentaires du Ministre de la Justice) というものが発表されております。1か条について数行程度の短い注釈です。その内容は、各条文の起源、つまり下流カナダ民法典の何条に由来するとか、クレポー先生につくられた77年の民法草案の何条に由来するとか、〇〇特別法に由来するとかというだけのものです。

新しいケベック民法典と、クレポー先生の77年の民法草案とを比較しますと、草案は9つの編から出来ておりましたが、ケベック民法典では10の編から出来ております。これは、ケベック民法典では第6編優先権及び抵当権が独立した1つの章になっているためです。77年草案では、担保物権に関する規定は、第4編財産の中に含まれておりました。また、77年草案では、先取特権 (privilèges) というものを廃止しようとしておりましたが、ケベック民法典では、優先権 (priorités) と名称を変えて、下流カナダ民法典の先取特権の規定を復活させています。

第1編では、77年草案にはなかった後見会議 (le conseil de tutelle) というものが導入されております。これは、下流カナダ民法典の親族会 (le conseil de famille) が形を変えて復活したということができるかもしれません。

また、第3編財産では、77年草案にはなかった区分所有に関する多くの規定が、ケベック民法典には含まれております。

マギル大学法学部のジョバン教授 (Pierre-Gabriel Jobin) は、新しい民法典について、次のように述べております。

ケベック民法典では、下流カナダ民法典に比べて、定義規定の数が多くなっている。しかし、過度に学術的にはなっていない。また、不当利得、相隣関係、製造物責任などの領域においては、判例法を条文化したのものがある。77年草案の内容を採用している場合でも、77年草案の簡潔な文言を採用せず、表現が冗長であり、77年草案の明確でエレガントな

文体が損なわれた。改正草案の革新的な試みは、各種の圧力団体の圧力を受けて、後退させられ、下流カナダ民法典のラインにまで後退している。損害がよい例である。債権法、契約法の領域では改革はわずかである。コンセンサスに基づいて、与野党の双方が賛成した立法であり、それらは当然のことであろう。

最後になりましたが、ラバル大学での法学教育に関する印象などを述べさせていただきます、終わらせたいと思います。

ケベックの教育制度は、日本の旧制の学制に似ております。旧制高校に当たるのがセジエブと申します。その上に大学がございます。ケベックの主要大学は5つです。大学進学率を正確には存じませんが、それほど高い進学率ではないようです。法学部のある大学は4つです。フランス語系の大学は、モンリオール大学法学部、ケベック市のラバル大学法学部、シャープルック大学法学部の3つです。その他に、モンリオール市の英語系のマギル大学法学部があります。その他に、ケベック州外ですが、首都のオタワ大学法学部の中には、大陸法学科があります。法学部の在学年限は3年です。司法試験合格率は75パーセント程度です。その他に公証人 (notaire) になる人がいます。合格者は、弁護士会 (Barreau du Québec) で1年の研修を受けます。

社会的なステイタスでは、大学教授は裁判官に及びません。授業は、判例整理学のような印象です。教授が、判例理論を批判するというようなことはあまりありません。ケベックの人口は、7・8百万人で、概ね大阪府ほどの人口です。そのうち、百万人ほどが英語系です。読者の数が限られておりますので、ケベック法に関するフランス語の本は、それほど多く出版されておられません。多くの本は、教育用の判例集のようなもので、簡易製本の形で、大学の購買部で売っています。なお、判決文は、フランス語で書かれていますが、原告名対被告名で引用されます。こんな点にも、英米法の影響を見ることができます。なお、民法典以外の分野では、フランス法の伝統はほぼ絶えているようです。

ケベック民法典略史

最後になりましたが、法制史学会の先生方に感謝申し上げます。最近のわたくしは、性同一性障害の問題の解決に取り組んでおりましたので、ケベック民法に関する研究を放置・中断しておりました。昨年、性同一性障害の特例法が制定されましたので、今回、法制史学会からのお招きを受けましたこの機会に、ケベック民法、ルイジアナ民法の勉強を再開したいと思います。

ご静聴いただきありがとうございました。

〔参 考 文 献〕

- Crépeau, Préface, Office de Révision du Code Civil, Rapport sur le Code Civil du Québec, vol. 1. (1977).
- Jobin, Le nouveau code civil, RTD civ. 1993. 911.
- Jutras, Le ministre et le Code — essai sur les Commentaires, p. 451.
- Normand, La première décennie des travaux consacrés à la révision du Code Civil, 39 McGill L. J. 828 (1994).
- Niort, Le Code Civil face aux défis de la société moderne: une perspective comparative entre la révision française de 1904 et le nouveau Code Civil du Québec de 1994, 39 McGill L. J. 845 (1994).
- Young, The Politics of Codification, McGill-Queen's 1994.
- 大島俊之「ケベックのフランス語法」府経30巻3号(1984年)。
- 大島俊之「ケベック養子法の改正」府経31巻4号=32巻1号(1986年)。
- 大島俊之「ケベック民法の性格——大陸法的伝統と英米法の影響」比較法研究(比較法学会)48号198頁(1986年)。
- 大島俊之「比較法学的見地から見たケベック民法」日本カナダ学会編『カナダ研究の諸問題』59頁(1987年)。
- 大島俊之「ケベック信託法の改正草案」府経32巻4号(1987年)。
- 大島俊之「ケベックの信託法」信託法研究13号35頁(1987年)。
- 大島俊之「北米におけるフランス民法典の継受」府経33巻3号173頁(1988年)。
- 大島俊之「ケベック旧民法典の起草者」神院28巻2号233頁(1998年)。
- 大島俊之「ケベック旧民法典の制定」神院28巻4号1頁(1999年)。